

たちばなの里げんきっ子保育室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人光風会（以下「法人」という。）に勤務する職員の育児負担を軽減することにより職員の継続的な雇用を確保することを目指し、特別養護老人ホームたちばなの里別館永楽に設ける保育室の設置、管理及び運営に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 たちばなの里げんきっ子保育室
- (2) 位 置 東大阪市寺前町一丁目4番21号
特別養護老人ホームたちばなの里別館永楽1階

(定員)

第3条 保育室の定員は、6人とする。

(入所者の資格)

第4条 保育室に入所することができる者は、次の各号の要件を満たす者で理事長が入所を適当と認めた者とする。

- (1) 法人に勤務する職員が養育するこども
- (2) 年齢が4月1日現在で満4歳未満のこども

(入所の制限)

第5条 こどもが次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は入所を保留し、又は拒否することができる。

- (1) 保育室における保育に支障を及ぼすおそれのある疾患に罹っている場合
- (2) 前号のほか、理事長において保育室における保育が不適当と認めた場合

(退所)

第6条 こどもが前条各号のいずれかに該当する場合には、理事長は、退所させることができる。

(入所の申込)

第7条 保育室へ入所を希望する職員は、入所申請書（様式第1）を理事長に提出しなければならない。

(調査)

第8条 理事長は、保育室入所について、その可否を決定しようとするときは、必要に応じて調査を行うこととする。

(入所の決定通知)

第9条 理事長は、入所承諾の決定を行うときは、当該職員に対して入所承諾決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 理事長は、入所の承諾をしない決定を行うときは、当該職員に対して入所不承諾決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

(届出)

第10条 入所承諾決定通知を受けた職員は、入所申請書に記載した事項に変更があ

ったときは、その旨を理事長に届出なければならない。

(退所届)

第11条 入所承諾決定を受けている職員は、当該入所承諾に係るこどもを保育所から退所させようとするときは、保育室退所届(様式第4)を提出しなければならない。

(保育の実施解除)

第12条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。

(1) 退所の届出をしなかったとき。

(2) 第4条に規定する要件を欠くとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が保育の継続を不相当と認めるとき。

2 理事長は、前項の規定により保育の実施を解除したときは、当該職員に対し保育実施解除通知書(様式第5)により通知することとする。

(利用時間)

第13条 保育室の利用時間は、午前8時45分から午後6時00分までとする。

ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

(休所日)

第14条 保育室の休所日は次のとおりとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び3日並びに12月31日

(利用料)

第15条 保育室の利用料は、別に定める。

(管理運営)

第16条 保育室の管理及び運営については、理事長が指名する事業者に委託して実施することができる。

(事業者が行う管理の基準)

第17条 前条の事業者は業務委託契約書に記載する事項に基づくもののほか、この規程に定める規定その他理事長が定めるところに従い保育室の管理を行わなければならない。

(事業者が行う業務)

第18条 事業者が行う保育室の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 保育室の維持管理に関すること。

(2) 保育室の保育の実施に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める業務

附 則

この規程は、平成27年3月21日から施行し、理事長が定める日から適用する。